



# 全社協・地域福祉部 News File No.47

令和2年11月5日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

## 今号のトピック

### 未来の豊かな“つながり”アクション

- ひとり親家庭のオンライン交流会の開催  
(岐阜県・美濃加茂市社会福祉協議会)

### 全社協からのお知らせ

- 全社協政策委員会「ウイズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために（要望）」（令和2年10月29日）
- 全社協・地域福祉推進委員会「第3回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」（令和2年10月27日）
- 全社協・地域福祉推進委員会「第5回企画小委員会」（令和2年10月28日）

### 新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「感染リスクが高まる「5つの場面」」（令和2年10月23日）

### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第190回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年10月30日）
- 財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」（令和2年11月2日）
- 厚生労働省「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日）
- 厚生労働省「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査結果」（令和2年10月23日）

### 情報提供・ご案内

- 全国家庭養護推進ネットワーク「第3回FLECフォーラム～社会的養護の健全な発展のために～」（令和3年1月9日～1月11日）

#### ＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

#### 《配信元》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

#### 全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さんへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、  
日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している  
全国の社会福祉に従事する皆さんに心からの感謝を込めて  
応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 /  
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

#### 地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web  
Home Care & Rehabilitation Equipment 2020

K-ねっと  
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

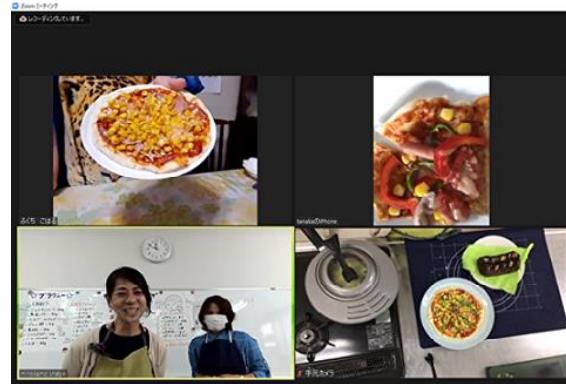
### ひとり親家庭のオンライン交流会の開催

(岐阜県・美濃加茂市社会福祉協議会)

美濃加茂市社会福祉協議会では、社会的に孤立しがちなひとり親家庭の子どもとその保護者の支援を目的として、平成27年からひとり親家庭交流会を開催しています。

ひとり親家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況に陥りやすくなります。そうした状況の中で、ひとり親家庭が地域から孤立してしまうと、児童虐待などのリスクも高まります。

ひとり親家庭交流会は、例年、野外での体験を中心に行ってきましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、zoomを利用したオンラインによる交流会とし、9月22日に各自宅から参加できる「ピザ＆スイーツづくり」と名付けた料理教室とゲームによる交流会を開催しました。参加した子どもたちは、講師から、ピザとチョコブラウニーの作り方を学び、楽しく調理することができました。



また、オンラインで行う交流ゲームとして、「現物しりとり」を行いました。家の中の物を探す際は、子どもたちだけでなく、保護者も一緒になって参加し、皆で楽しく交流することができました。

参加者からは、「想像以上に楽しかった。また参加したい」「料理に興味がない子どもでも、フライパン一つでピザもケーキも簡単においしくつくれることを体験できてよかったです」「オンラインゲームとして行った現物しりとりは、家族一体となって取り組めて楽しかった。またやってみたい」などのご意見をいただきました。

参加者のほとんどがオンラインの経験がなく、開始時に上手くつながらない、コミュニケーションがとりづらいなどの難しさもありましたが、何度も事前準備やリハーサルを行っていたことが幸いして、当日はスムーズに進めることができました。

また、オンライン会議ツールzoomのテクニカルアドバイザーとして、専門家に協力いただき、大学生もボランティアとして参加し、タイムキープやテロップ入れなどのサポートを行ってくれました。

当日の様子を撮影した動画は、YouTubeにアップロードして、公開しています。一度ご覧ください。

美濃加茂市社会福祉協議会  
ひとり親家庭オンライン料理教室動画【ピザ＆スイーツづくり】  
<https://www.youtube.com/watch?v=hK-t2MXdtL8>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 全社協からのお知らせ

### 全社協政策委員会「ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために（要望）」（令和2年10月29日）

令和2年10月29日、自由民主党「社会福祉推進議員連盟 第8回総会」が開催され、全社協政策委員会（全社協・地域福祉推進委員会、都道府県・指定都市社協がそれぞれ構成団体）は、ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進に向けて要望を行いました。

全社協・地域福祉推進委員会正副委員長会議や常任委員会、企画小委員会、市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会等での議論を踏まえ、コロナ禍のなか全国の社協の総力を挙げて取り組んできた「個人向け緊急小口資金特例貸付」等に関して、償還業務を適切に実施するため、早期に償還免除の具体的取扱いを示すとともに、長期にわたり膨大な償還事務に対応できる体制を整備するため、必要な事務費の全額財源措置を要望しています。

また、新型コロナウイルス禍で分断された地域福祉活動を再編し、展開していくため、全国の社協の福祉活動指導員および福祉活動専門員を常勤化・増員するための財政措置等を要望しています。

#### ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために（要望）

1. 生活困窮者の激増に対応するため、自立相談支援機関等に専門性のある職員を長期にわたり確保・育成しつつ、相談支援体制等をより拡充するための財政措置を図ってください
2. 新型コロナウイルス禍で分断された地域福祉活動を再編し、展開していくため、全国の社会福祉協議会の福祉活動指導員および福祉活動専門員を常勤化・増員するための財政措置を図ってください
3. 「個人向け緊急小口資金特例貸付」等の償還業務を適切に実施するため、早期に償還免除の具体的取扱いを示すとともに、長期にわたり膨大な償還事務に対応できる体制を整備するため、必要な事務費を全額財源措置してください
4. 社会福祉施設・事業所のすべての職員を、新型コロナワクチンの優先接種の対象としてください
5. 新型コロナウイルスと同時期に発生する恐れのあるインフルエンザワクチンの予防接種について、社会福祉施設・事業所の職員を定期接種（B類疾病）とし、接種費用を財政措置してください
6. 新型コロナウイルス禍のなか、社会福祉施設・事業所や各相談窓口で相談を行っている人たち、民生委員・児童委員が相談支援を継続するために、ICT化の拡充を図ってください
7. 感染拡大防止にかかる経費補助に関し、各地方自治体に対し、社会福祉施設・事業所へ速やかに支給するよう徹底とともに、地方自治体が独自に基準を設けるローカルルールを是正するよう指導してください
8. 新型コロナウイルス感染症や災害等、緊急事態に迅速に対応できるよう、社会福祉施設・事業所の職員配置の拡充を図ってください
9. 多発する自然災害に対し、平時から備えることができるよう災害ボランティアセンターの常設化を進めるとともに、災害福祉支援活動の強化に向けた「災害福祉支援センター（仮称）」が全国に設けられるよう、体制整備を図ってください

## 全社協・地域福祉推進委員会「第3回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(令和2年10月27日)

令和2年10月27日、全社協・地域福祉推進委員会「第3回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(WEB会議)が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた対応、経営基盤強化セミナーの開催方法について検討を行いました。

令和3年度介護報酬改定に向けた対応については、社会保障審議会介護給付費分科会の論点等をもとに、市区町村社協の介護サービス経営の実態等を踏まえ、検討を行いました。

11月中にとりまとめる要望書では、社協の提供する介護サービスが地域共生社会の実現に向けた取組に資することを強調し、福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた介護報酬の拡充、報酬体系の簡素化、中山間地や過疎地域等における安定的なサービス提供の確保、新型コロナウイルスの特例の継続等を中心に要望していくこととしました。



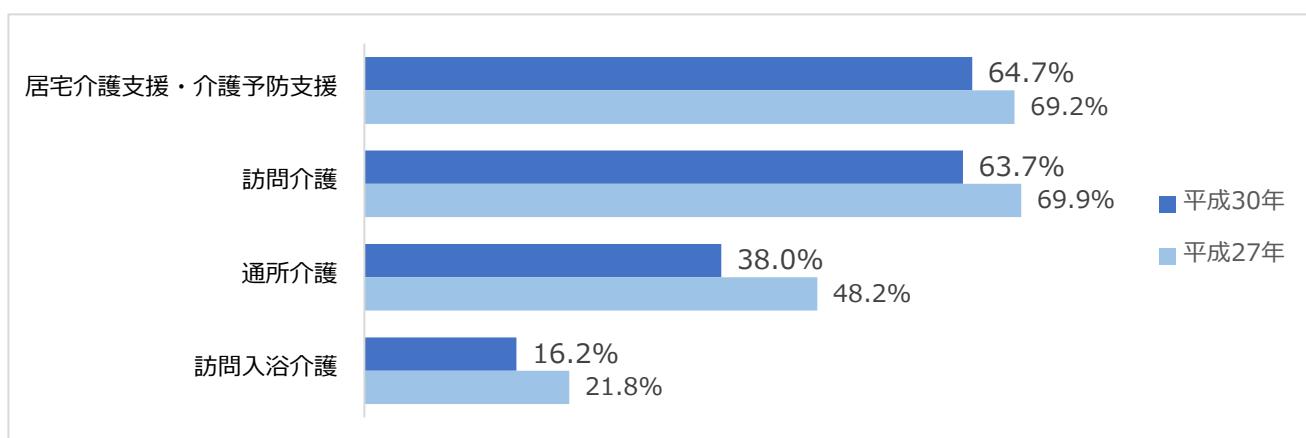
個別のサービスにおいては、介護予防支援の報酬単価の改善、通所介護の地域共生社会の拠点としての位置づけ(災害拠点等)、地域特性に応じた送迎の対応(豪雪地域、中山間地域、過疎地域等)を要望していくこととしています。

また、経営基盤強化セミナーの開催方法については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、介護サービス事業所に従事する市区町村社協、都道府県・指定都市社協の役職員の皆様ができるだけ参加しやすいように、オンデマンド配信(動画配信)を中心として研修を実施する方向性を確認しました。また、今回のセミナーでは、社協が実施する介護サービスの意義等をあらためて確認する内容を盛り込むこととしました。

次回、第4回幹事会は、11月9日(月)にWEB会議にて開催する予定です。

### 【参考】平成27年及び平成30年社協における主な介護保険サービスの実施率

平成27年：N=1,457社協、平成30年：N=1,512社協



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

## 全社協・地域福祉推進委員会「第5回企画小委員会」(令和2年10月28日)

令和2年10月28日、全社協・地域福祉推進委員会「第5回企画小委員会」(WEB会議)が開催され、①市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定、②「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定について検討を行いました。

市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定については、平成28年8月12日にとりまとめた「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」をもとに、市区町村社協経営指針(第2次改定版)や全国経営協との共同宣言等を踏まえ、改定に向けた検討を進めました。

改定に向けては、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために、社協と社会福祉法人・福祉施設が協働することを強調することや社協と社会福祉法人・福祉施設が協働する意義、目的を明確化することとしています。

また、社会福祉連携推進法人の「連携推進業務」(地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援、災害対応に係る連携体制の整備、福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)等)を視野に入れつつ、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の中で、社会福祉連携推進法人を立ち上げなくても、その役割を果たすことができること等を整理していくこととしました。

さらに、「重層的支援体制整備事業」についても、社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の中で、地域づくりを中心に社協が果たすべき役割等を整理する必要があること等を確認しました。

「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定については、市区町村社協経営指針の改定等を踏まえ、各市区町村社協が「社協発展・強化計画」の策定や見直しをする際の参考となる手引を今年度中に改定することとしており、前回に引き続き、改定に向けた検討を行いました。

改定にあたっては、「社協発展・強化計画」の名称(社協の中期経営計画であることがより明確になるような名称とする)を含め、その位置づけや内容を明確にし、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」との関係性を整理することとしています。

また、手引では、「社協発展・強化計画」の策定プロセスにおいて、社協役職員が一丸となって作り上げていく重要性を強調することとしています。

次回、第6回企画小委員会は、11月27日(金)にWEB会議にて開催する予定です。



## 新型コロナウイルス関連

### 厚生労働省「感染リスクが高まる「5つの場面」」(令和2年10月23日)

令和2年10月23日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策分科会は、感染リスクが高まる「5つの場面」を提言しました。

感染リスクが高まる「5つの場面」として、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わりが挙げられています。

#### 感染リスクが高まる「5つの場面」

##### 【場面1】飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

##### 【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

##### 【場面3】マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

##### 【場面4】狭い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

##### 【場面5】居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

**厚生労働省** 分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen\\_12\\_1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf)

## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「第 190 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 10 月 30 日)

令和 2 年 10 月 30 日、「第 190 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けた各種調査（①介護事業経営実態調査、②新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等の経営への影響、③介護従事者待遇状況等調査）の結果が公表されるとともに、居宅介護支援・介護予防支援等の報酬・基準の論点と検討の方向性が示されました。

令和 2 年度介護事業経営実態調査結果によると、令和元年度決算の介護サービスの収支差率は、平成 30 年度（3.1%）と比較し 0.7% 低下し、2.4% でした。各サービスの収支差率を見ると、例えば、特養は 0.2% 低下し 1.6% に、老健は 1.2% 低下し 2.4%、居宅介護支援は 1.5% 低下し ▲1.6% となる一方で、訪問看護は、0.2% 改善し 4.4%、福祉用具は 0.5% 改善し 4.7% となっているなど、サービスによって収支状況は異なっています。

収支差の悪化していることについては、介護人材の確保が課題となる中、人件費が増加（給与費割合の上昇：平成 30 年度から +0.4%）していることが一因であるとしています。

経営主体別でみると、社協が実施する介護サービスの収支差率は、訪問介護で 4.0%（経営主体全体 2.6%）、通所介護で ▲1.2%（経営主体全体 3.2%）、居宅介護支援で ▲0.3%（経営主体全体 ▲1.6%）でした。

### 経営主体別の 1 施設・事業所当たり収支額、収支等の科目

※ 全社協地域福祉部整理

	(千円)	訪問介護		通所介護		居宅介護支援	
		社協	経営主体全体	社協	経営主体全体	社協	経営主体全体
I 介護事業収益	(1) 介護料収入	2,248	2,586	4,298	5,161	1,562	1,125
	(2) 保険外の利用料	58	57	350	364	-	-
	(3) 補助金収入	9	2	19	4	2	1
	(4) 介護報酬査定減	-	▲2	-	▲4	0	0
II 介護事業費用	(1) 納入料	1,963	2,052	3,409	3,525	1,366	941
	(2) 減価償却費	12	30	108	215	13	16
	(3) 固庫補助金等特別積立金取崩額	▲1	▲1	▲34	▲35	0	▲1
	(4) その他	238	440	1,168	1,513	180	171
	うち委託費	27	46	145	214	6	6
III 介護事業外収益	(1) 借入金補助金収入	0	2	-	4	0	1
IV 介護事業外費用	(1) 借入金利息	0	7	0	22	0	1
V 特別損失	(1) 本部費繰入	10	46	73	110	10	16
収入 ①= I + III		2,315	2,645	4,667	5,529	1,564	1,126
支出 ②= II + IV + V		2,222	2,575	4,725	5,351	1,569	1,144
差引 ③= ① - ②		94	70	▲58	178	▲5	▲18
収支差率		4.0%	2.6%	▲1.2%	3.2%	▲0.3%	▲1.6%

【注】端数処理のため、合計値が一致しないものもある。

また、新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等の経営への影響に関するアンケート結果では、収支の状況について、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して「悪くなった」と回答した事業所の割合は、5 月で 47.5%、10 月で 32.7% でした。

サービス別にみると、5 月に「悪くなった」と答えた事業所は、通所系サービスで高い傾向にあります。

支出全体の変化について、新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して「増えている」と回答した事業所割合は、5 月で 54.7%、10 月で 53.3% でした。

さらに、令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果では、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月を比較すると18,120円の増となっております。また、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している施設・事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月を比較すると20,740円の増となっています。

経営主体別でみると、社協の介護職員等特定処遇改善加算の届出状況は、全体で38.8%、訪問介護事業所で32.5%、通所介護事業所で40.7%となっています。

#### 介護職員等特定処遇改善加算の届出状況（サービス種類別、経営主体別）

※ 全社協地域福祉部整理

	令和元年度に届出をしている			令和元年度に届出をしていない
		加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	
全体	63.3%	34.7%	28.6%	36.7%
社協	38.8%	25.3%	13.5%	61.2%
訪問介護事業所	54.3%	26.8%	27.4%	45.7%
社協	32.5%	17.8%	14.6%	67.5%
通所介護事業所	56.8%	29.5%	27.4%	43.2%
社協	40.7%	29.1%	11.6%	59.3%

【注】端数処理のため、合計値が一致しないものもある。

各サービスの報酬・基準の論点と検討の方向性について、今回の分科会では、居宅介護支援・介護予防支援の6つ論点の検討の方向性（①遁減制、②質の高いケアマネジメント、③通院時の情報連携、④緊急的な対応に係る実費の徴収、⑤サービス利用前の相談・調整等に係る評価の在り方、⑥介護予防支援）が示されました。

#### 居宅介護支援・介護予防支援の報酬・基準について（検討の方向性） (令和2年10月30日)

※ 全社協地域福祉部整理

- 【論点①遁減制】**
- 居宅介護支援費については、介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えた場合、60件を超えた場合にそれぞれ遁減制の仕組みを設けているが、居宅介護支援事業所の経営状況、現行の算定状況や報酬体系の簡素化等の観点から、どのように考えるか。
- 【検討の方向（案）】**
- 遁減制について、居宅介護支援費（II）・（III）の算定状況、また、経営状況や報酬体系の簡素化等の観点を踏まえ、質の高いケアマネジメントを実施するため、ICTの活用や事務職員の配置等の一定の要件を満たした場合の取扱い等について検討してはどうか。
- 【論点②質の高いケアマネジメント】**
- 居宅介護支援の特定事業所加算について、人員や体制、利用者の状況等を踏まえた評価が行われているが、質の高いケアマネジメントとする観点から、どのような対応が考えられるか。
  - さらに、居宅介護支援事業所の公正中立性の確保や、資質向上、業務負担軽減等について、これまで事業所内における取組や研修体系の見直し等を進めてきたが、今後、公正中立性の確保や、資質向上、業務効率化を一層図っていく観点から、どのような対応が考えられるか。
- 【検討の方向（案）】**
- 居宅介護支援の特定事業所加算について、質の高いケアマネジメントとする観点から、また、医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を推進していく観点も踏まえつつ、要件の見直しや評価軸が異なる加算（IV）の在り方について、検討してはどうか。
  - 居宅介護支援事業所のケアマネジメントの強化を図るため、情報公表制度等も活用しながら、公正中立性を高める方策

- ・「適切なケアマネジメント手法」等も活用しながら、資質向上や業務効率化等を図る方策についてどのように考えるか。

#### 【論点③通院時の情報連携】

- 居宅介護支援においては、入退院時に係る医療機関との連携を報酬上評価しているが、通院時に同行して医療との連携を図る例があることも踏まえ、医療と介護の連携を強化する観点から、どのような対応が考えられるか。

#### 【検討の方向（案）】

- 医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントや質の向上を進める観点から、介護支援専門員と医療機関の通院時に係る情報連携の評価について、検討してはどうか。

#### 【論点④緊急的な対応に係る実費の徴収】

- 介護保険制度において、高齢者の多様なニーズに対応した自立支援に資する適切なサービスを提供していくためには、ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進めることが重要となる。ケアマネジャーがケアマネジメント業務以外にも利用者や家族の依頼で様々な対応を行っている実態があることも踏まえ、どのような対応が考えられるか。

#### 【検討の方向（案）】

- ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める観点から、緊急時等に業務外として生じた業務に係る費用については実費徴収が可能であることを明確化することを、検討してはどうか。

#### 【論点⑤サービス利用前の相談・調整等に係る評価の在り方】

- ケアマネジメントについて、退院時等に必要なケアマネジメントの対応を行ったが、サービス利用につながらなかつた場合には、居宅介護支援費が算定されない。ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める観点から、どのような対応が考えられるか。

#### 【検討の方向（案）】

- ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める観点から、介護保険サービス利用を前提に退所時等に必要なケアマネジメントの対応を行ったが、利用者の事情等により、サービス利用につながらなかつた場合の評価の在り方について、検討してはどうか。

#### 【論点⑥介護予防支援】

- 業務負担が大きいとされる介護予防支援におけるケアマネジメント業務について、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、どのような対応が考えられるか。

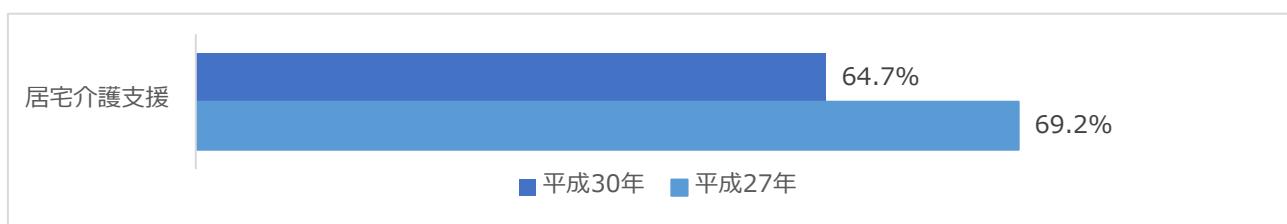
#### 【検討の方向（案）】

- 介護予防支援におけるケアマネジメント業務について、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点から、業務量の状況等も踏まえながら、地域包括支援センターが外部委託を行いやすい環境の整備を進めるための支援について検討してはどうか。

厚生労働省 第 190 回社会保障審議会介護給付費分科会  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14334.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14334.html)

#### 【参考】平成 27 年及び平成 30 年社協における居宅介護支援の実施率

平成 27 年 : N = 1,457 社協、平成 30 年 : N = 1,512 社協



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

## 財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」(令和2年11月2日)

令和2年11月2日、財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定及び障害報酬改定に向けて、財務省の具体的な考え方等が示されました。

財務省の資料によると、令和3年度介護報酬改定について、「近年の介護サービス施設・事業所の経営状況からは、少なくとも介護報酬のプラス改定（国民負担増）をすべき事情は見出せない」としており、介護職員の処遇改善についても、「介護報酬改定において国民負担増（プラス改定）を求めてまで処遇改善を更に進める環境にはないのではないか」としています。また、「社会福祉法人においては、社会福祉充実財産が十分に活用されておらず、当該財産を活用することによる処遇改善を促すことも考えられる」と指摘しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についても、「令和3年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない」としています。

### 財政制度等審議会財政制度分科会（令和2年11月2日開催）資料 社会保障②

※ 全社協地域福祉部整理

#### 令和3年度介護報酬改定：総論①（国民負担の抑制）

- 介護費用の総額は、高齢化等の要因により毎年増加。介護報酬改定はこうしたトレンドの下で更に介護費用を増減させるものであり、介護報酬のプラス改定は、保険料負担と利用者負担の更なる増加につながる。もとより慎重を期すべきもの。
- 令和3年度介護報酬改定については、新型コロナウイルス感染症が国民生活にもたらしている影響に鑑みれば、通常のトレンドによる国民負担増に加えて令和3年4月から更なる国民負担増を生じさせる環境にはない。全体の改定率では国民負担を抑制しつつ、ICTの推進等による運営の効率化、エビデンスに基づく報酬体系のメリハリ付け等を推進すべきである。

#### 令和3年度介護報酬改定：総論②（介護サービス施設・事業所の経営状況）

- 経営実態調査による令和元年度の収支差率は2.4%と中小企業と同程度の水準。また、介護報酬は、計画期間の3年間を見据えて決めるものであり、過去の経営状況についても一定期間（3年間）の状況を踏まえる必要があると考えられる。経営実態調査と経営概況調査の平成29～令和元年度の収支差率によれば、介護サービス施設・事業所の経営状況は同じく中小企業と同程度の水準。
- 更に、経営実態調査の収支差は、特別損失である「事業所から本部への繰入」は反映されている一方で、調査票段階では調査している特別利益が反映されていない。このため、特別損失である「事業所から本部への繰入」を除いた収支差率で見ると、介護サービス施設・事業所の収益率は更に上昇。特別損益を含まない観点からの分析は、施設に通常発生する収益に基づく収益性を示す指標として、サンプル数がより豊富な福祉医療機構が公表する「経営分析参考指標」でも用いられている。
- このように、近年の介護サービス施設・事業所の経営状況からは、少なくとも介護報酬のプラス改定（国民負担増）をすべき事情は見出せない。

#### 令和3年度介護報酬改定：総論③（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症の収入（介護給付費）への影響は、一時的な利用控え等は見られたものの、6月以降、状況は改善。また、調査結果によれば、費用への影響は、人件費は影響がなかったとした事業所が9割以上であり、物件費は令和2年度決算で+1.0%の上昇が見込まれている。ただし、物件費割合が約3割のため、総費用の増加は+0.3%程度（このうち消毒液の購入等のかかり増し経費には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括交付金」）により支援）。更に、収入（介護給付費）の伸び率が、全サービスで前年比3～4%程度のプラスとなっていることも踏まえれば、新型コロナウイルス感染症の影響が収支差に大きな影響は及ぼしていないのではないかと考えられる。
- また、今後とも感染状況の推移やそれに伴う介護事業への影響を見極める必要があるが、感染症対策等に伴う一時的な現象への対応であれば、令和3年度介護報酬改定において恒久的な負担増をもたらす対応は適切ではない。
- 仮に何らかの対応を行うとしても、
  - これまで令和2年度補正予算で地域・サービスを重点化することなく緊急包括交付金による支援等を講じてきたものの、令和3年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。
  - 他方で、新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつきがあることに留意する必要があり、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい介護報酬体系の特性を踏まえつつ、メリハリをつけながら、新型コロナ

ウィルス感染症の流行の収束までの臨時の介護報酬上の措置を講じることはあり得る。このような介護報酬による対応は、緊急包括交付金よりも執行の迅速性や措置の継続性を含めた予見可能性に優れる。

### 令和3年度介護報酬改定：各論①（介護職員の処遇改善の必要性との関係）

- これまで、他産業の賃金が上昇する中で、介護人材の不足が深刻であることを踏まえ、累次にわたって介護職員の処遇改善を行ってきた。一方で、足元の労働市場の動向（1人当たり現金給与総額の減少、有効求人倍率の低下）を踏まえると、介護報酬改定において国民負担増（プラス改定）を求めてまで処遇改善を更に進める環境にはないのではないか。
- 介護職員の人材確保については、以下のような方策を通じて、更なる取組みを進めるべきである。
  - 足元の労働市場の動向を踏まえ、新型コロナウィルス感染症の影響による離職者の再就職支援を含め、介護人材の確保に資する職業転換施策を推進することが考えられる。
  - 処遇改善加算については、令和元年10月から実施した特定処遇改善加算を請求している事業所が6割にとどまっていることから、加算の適用を促すことを含め、まずは既存の処遇改善加算の財源の活用を図るべきである。
  - また、介護老人福祉施設の9割超・通所介護事業所の約4割・訪問介護事業所の約2割を占める社会福祉法人においては、社会福祉充実財産が十分に活用されておらず、当該財産を活用することによる処遇改善を促すことも考えられる。

### 令和3年度介護報酬改定：各論②（介護事業所・施設の運営効率化）

- そもそも介護報酬の総額は、介護を必要とする高齢者の増加などの要因により通常のトレンドとして毎年度増加しており、サービス提供体制次第で、介護報酬改定による増加に頼らずとも、介護サービス事業者が恒常に增收増益を確保し得る余地があると考えられる。
- 尤も、個々の介護事業所・施設についてみれば、施設や介護人材の制約から利用定員増等には限りがあると考えられるが、そうであればこそICT化等を進め、効率的なサービス提供を実現することにより、介護現場における生産性向上を図り、介護サービスの質の確保とコストの縮減（事業者の利益の確保）を両立させる必要がある。
- こうした取組は、介護職員の働きやすい職場を実現するとともに、介護職員の処遇改善の余地をもたらす。今後、我が国において就業者数の大幅な減少が見込まれる中、介護サービスを安定的に提供していくために必要不可欠な取組。

### 令和3年度介護報酬改定：各論③（エビデンスに基づく加算の見直し）

- 介護報酬については、これまで地域包括ケアシステムの推進、質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上等といった観点から事業者を適切に評価するために介護報酬改定の中で加算が設けられてきた。このような中で、制度当初より加算の種類が大きく増加し、体系が複雑化。
- 報酬の政策的効果に係る客観的なエビデンスに基づき、介護サービスの質や事業者の経営への効果・影響を検証するといったPDCAサイクルを確立し、真に有効な加算への重点化を行い、介護事業所・施設の事務負担の軽減と予見可能性の向上につなげるべき。

### 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のあり方の見直し

- 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、各自治体が高齢者の伸び率を勘案した事業費の上限内で事業を実施し、その枠内で交付金を措置する仕組みとしており、訪問介護や通所介護の当事業への移行により重点化・効率化効果が生じるものとされてきた。
- ところが、これまで厚労省が定めるガイドライン上、「一定の特殊事情」がある場合には、個別の判断により事業費が上限を超えて交付金の措置を認めることとされており、実態として、個別協議を行ったすべての自治体が、上限超過部分の交付金措置全額が認められている状況のため、上限が機能せず、形骸化している。
- 重要な制度改革の根幹がこのような運用となっていることは看過できない問題であり、原則として上限超過を認めないよう改めるべき。

### 頻回のサービス利用者への対応の見直し

- 平成30年10月から「全国平均利用回数+2標準偏差」の訪問介護の生活援助サービスについては、ケアプランの保険者への届け出を義務づけ、保険者によるケアプランの点検や地域ケア会議における検証を行うこととし、不適切な事例については是正を促すこととした。
- しかしながら、届け出を避けるため、訪問介護の「生活援助サービス」から「身体介護サービス」への振り替えが指摘されている。また、届け出がなされた後、その検討の予定がない自治体もある等、自治体によって取組みに差がある状況。
- 身体介護に安易に置き換えられるケース等を是正し、訪問介護全体での適切なサービスを確保する

ため、身体介護も含めた訪問介護全体の回数で届け出を義務付ける等、制度の改善を図るべき。また、各自治体のケアプラン点検の取組み状況を定期的に把握し、着実な点検を促していく必要。

### 令和3年度障害報酬改定：総論①（障害福祉サービス等事業者の経営状況）

- 経営実態調査と経営概況調査によれば、近年の障害福祉サービス等事業者の収支差率は、中小企業を上回る水準。
- 当該収支差には、「本部・他の事業所への繰入」（特別費用）と「本部・他の事業所からの繰入」（特別収益）が反映されているが、本部や他の事業所との間の資金移動の中には収支均衡を目的として行われている例があり、このような資金移動を除外するため特別費用・特別収益を除いた収支差率で見ると、通常の収支差率よりも約2%高くなっている。
- 令和3年度報酬改定においては、令和2年度経営実態調査結果（令和2年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、収支差率を踏まえた報酬水準の適正化を徹底するとともに、サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応を行う必要。

### 令和3年度障害報酬改定：総論②（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所のほか、生活介護などの通所を伴うサービスにおいて、一時的に給付費が減少しているが、短期入所を除き、6月以降は前年同月と比べて同水準程度に回復している。
- 今後とも感染状況の推移やそれに伴う事業への影響を見極める必要があるが、いずれにしても感染症対策等に伴う一時的なコスト増への対応であり、令和3年度報酬改定において恒久的な措置を講じる対応は適切ではない。
- 仮に何らかの対応を行う場合には、
  - ・これまで令和2年度補正予算で地域・サービスを重点化することなく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括交付金」）による支援等を講じてきたものの、令和3年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。
  - ・他方で、新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつきがあることに留意する必要があり、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい障害報酬体系の特性を活かしつつ、メリハリをつけながら、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時の報酬上の措置を講じることはあり得る。このような障害報酬による対応は、緊急包括交付金よりも執行の迅速性や措置の継続性を含めた予見可能性に優れる。

### 令和3年度障害報酬改定：各論④（福祉・介護職員処遇改善加算）

- 処遇改善加算は、サービスごとの「加算率」を、各事業所の報酬額に乗じることで加算額を計算する仕組みとなっており、当該加算額については、全て職員の処遇改善に充てることとなっている。
- 加算率は、各サービスの全国の従業者数等に基づき計算され、訪問系サービスの加算率は、他のサービスと比べて高い水準に設定。
- 従業者数の根拠となっている「社会福祉施設等調査」を分析すると、例えば居宅介護では、サービスの提供実態に比して従事者数が多いと考えられる事業所があり、実態を上回る従業者数を回答している事業所がある可能性がある。
- 「障害福祉サービス等経営実態調査」等のデータを活用し、訪問系サービスの全国の従事者数を推計すると、「社会福祉施設等調査」と比べて最大で3倍以上の差が見られ、処遇改善加算の加算率は、サービス提供実態に比して過大に設定されている可能性がある。
- 各サービスの加算率の計算根拠が適正なものであるか確認し、処遇改善の制度趣旨に沿わない状態となっている場合には、適正な従業者数のデータに基づき、現行の加算率を適正なものに見直すべき。

### 障害福祉サービス等事業者に対する実地指導の強化

- 近年、障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数が増加しており、不正受給が増加しているとの指摘もある。悪質な事業者の参入を防ぐ観点からも、令和3年度報酬改定に当たっては、収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底するとともに、これまで以上にサービスの質を適切に評価する報酬体系を目指していくべき。
- 障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導については、厚生労働省の指導指針において概ね3年に1度の実施が求められているが、多くの自治体がその水準を下回っている状況。サービスの質を確保するため、障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導を強化する必要がある。

財務省 財政制度等審議会財政制度分科会（令和2年11月2日開催）

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia20201102.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20201102.html)

## 厚生労働省「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(令和2年10月30日)

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。利用者がメリットを実感できるような制度・運用となるには、意思決定支援の考え方沿った後見事務が行われる必要がありますが、成年後見制度利用促進専門家会議においても、そのためには、後見人による意思決定支援の在り方について、具体的で実践可能な指針が策定される必要があるという認識が共有されました。

これを受け、最高裁判所、厚生労働省、専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとするワーキング・グループが立ち上げられ、令和元年5月以降、このワーキング・グループにおいて、指針の策定に向けた検討が進められました。

ワーキング・グループでは、本人の視点を踏まえた指針の策定を目指し、利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を行い、最終的なとりまとめに向けた検討を進め、令和2年10月30日、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を作成しました。

このガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務、保佐事務、補助事務を適切に行うことができるよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと）を示すものです。

なお、このガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートが5種類添付されています。後見人等がそれぞれのプロセスごとにアセスメントシートへの記録を行うことで、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができます。

**厚生労働省** 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて（意思決定支援ワーキング・グループ）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

## 厚生労働省「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査結果」(令和2年10月23日)

令和2年10月23日、厚生労働省は、「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」の結果をとりまとめました。

この調査は、「令和2年版厚生労働白書」の作成に当たっての基礎資料を得ること等を目的に、令和元年12月に実施したものです。

### 人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査結果のポイント

#### ● 今後の居住予定にかかる意識

今後の居住予定として「今住んでいる市町村や近隣市町村に住み続けたい」とする割合は、全体の62.1%、18~44歳の若い世代に限っても49.5%となっている。

#### ● 片道の通院・通所にかけられる最大時間にかかる意識

医療・福祉のアクセス（片道の通院・通所にかけられる最大時間）は、全体的に1時間以内でのアクセスを求める傾向が見られ、特に、日常的にかかる診療所や通所の福祉サービスは、「30分未満」とする回答の割合が高い。

#### ● 暮らしやすいまちづくりへの関わり（既にしていること、これからしようと思うこと）

「既にしている」「これからしようと思う」のいずれも、「日常生活の困りごとについて、友人・知人同士で助け合う」「日常生活の困りごとについて、近隣住民同士で助け合う」「日常生活の手助けや見守りなどのボランティア活動をする」の順となっているが、「自分自身が関わることはないので何もしない」が、40%台半ばと最も高い。

また、同日、厚生労働省は、「令和2年版厚生労働白書」を公表しています。

「令和2年版厚生労働白書」は2部構成で、第1部では「令和時代の社会保障と働き方を考える」と題し、平成の30年間を振り返りつつ、高齢化がピークを迎える2040年頃を見据えて、「人生100年時代」「担い手不足・人口減少」「新たなつながり・支え合い」「生活を支える社会保障制度の維持・発展」という4つの方向性に沿った対応の必要性を提示しています。

**厚生労働省** 人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14222.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14222.html)

**厚生労働省** 令和2年版厚生労働白書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14223.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14223.html)

## 情報提供・ご案内

### 全国家庭養護推進ネットワーク「第3回 FLEC フォーラム～社会的養護の健全な発展のために～」(令和3年1月9日～1月11日)

すべての子どもたちに家庭での生活を (Family Life for Every Child:FLEC) という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

#### 第3回 FLEC フォーラム～社会的養護の健全な発展のために～

- 【日 時】 プレセッション：令和3年1月9日（土）18:10～20:30  
 　　フォーラム1日目：令和3年1月10日（日）10:30～19:30  
 　　フォーラム2日目：令和3年1月11日（月・祝）10:00～17:30
- 【場 所】 プレセッション：WEB開催  
 　　フォーラム：早稲田大学大隈講堂・WEB開催
- 【主な内容】 <シンポジウム>  
 　　● 施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて  
 　　● 社会的養護における福祉と司法との連携・協働に関する諸課題  
 　　<パネルディスカッション>  
 　　● フォースタッキング機関～様々な取り組みと実際運営上の諸課題  
 　　● 施設や児家センによる多機能化・地域支援の実際と展望  
 　　● 就労支援・退所者支援の課題と展望  
 　　● 特別養子縁組親子、里親子と語ろう  
 　　<プレゼンション>  
 　　● これから社会的養育に必要な評価・研究  
 　　～実践・研究・施策の協働はどう実現するか～
- 【料 金】 プレセッション：無料  
 　　フォーラム（個人登録）6,000円／人  
 　　（法人登録）12,000円／アカウント（※5名まで）
- 【実施方法】 プレセッション・法人登録については、WEB開催・事後動画の配信のみ。  
 　　会場参加を希望の場合は、個人登録で申込。
- 【申込締切】 プレセッション：令和3年1月8日  
 　　フォーラム（個人登録・会場参加）令和2年12月31日  
 　　（個人登録・会場参加以外）令和3年1月9日  
 　　（法人登録）令和2月31日
- 【詳細・申込】 詳細・申込については下記URLをご覧ください。  
 　　〔詳細〕 [https://isephp.org/info/flec03\\_info/](https://isephp.org/info/flec03_info/)  
 　　〔申込〕 <https://isephp.org/flec03app/>
- 【問合せ先】 一般社団法人共生社会推進プラットフォーム  
 　　TEL:03-6276-5280 FAX:03-6276-5206  
 　　E-mail: [info@isephp.org](mailto:info@isephp.org)

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム 第3回 FLEC フォーラムのご案内  
[https://isephp.org/info/flec03\\_info/](https://isephp.org/info/flec03_info/)